

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都練馬区早宮三丁目56番9号

氏名 東栄化学株式会社
代表取締役 北江 徳勝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成28年9月1日

許可の有効年月日 平成33年8月31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥, イ 廃酸, ウ 廃アルカリ, エ 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く）, オ 金属くず（自動車等破砕物を除く）, カ ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成3年5月29日	変更許可
平成23年9月1日	更新許可
平成25年6月17日	変更届（株主変更, 役員変更）
平成28年9月1日	更新許可

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
平成23年災害特措法に基づき期限延長措置あり